

令和4年度青森県一般会計補正予算(専決第2号)

令和4年度青森県一般会計補正予算(専決第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ667,003千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ746.911.620千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入 歳出予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正

墲

咸		人				
款			項	補正前の額 千円	補 正 千	額 計·円 千円
5 地	方 交	付 税		214,652,264	205,0	214,857,308
1	地 方	交 付	税	214,652,264	205,0	214,857,308
9 国	庫 支	出 金		153,986,768	205,0	154,191,812
1	国 庫	負 担	金	41,216,385	205,0)44 41,421,429
14 諸	収	入		73,734,284	256,9	915 73,991,199
7	雑		入	4,790,174	256,9	5,047,089
歳	入	合	計	746,244,617	667,0	746,911,620
歳		出				
款			項	補正前の額 千円	補 正 千	額 計 ·円 千円

環 境保健費 64,781,890 667,003 65,448,893 4 1 公 衆 衛 生 費 48,186,708 667,003 48,853,711 歳 746,244,617 667,003 746,911,620 出 合 計

青森県告示第四百九十六号

号)第十八条の七第一項の規定により次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をした ので、同条第二項において準用する同法第十八条の五第二項の規定により公示する。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八

令和四年九月十二日

変更認定年月日

青森県知事

三

村

申

吾

令和四年九月五日

認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び住所 一般社団法人新自由狩猟クラブ

八戸市小中野八丁目一二の二一

代表者の氏名

金田 和広

2

青森県告示第四百九十七号

五十五条の三第一号の規定により告示する。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号) 介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第 第五十四条の二第一項の規定によ

令和四年九月十二日

青森県知事
Ξ
村
申
吾

Ĵ	広或連合 つがる西北五	名称	居宅介護	
=======================================	岩五所 町一二 の 京市字	の 所 在 地	改事 業 者	
管理 指 養	シビ訪 ヨリテリ ーハ	0	居宅 介護	
病	広が 域がる 西北 五	名称	居宅介護	
	木町菅原一三 町川原市金	所 在 地	事 業 所	
	四令 ・和 ビ ー	年月日	指定	

青森県告示第四百九十八号

ŋ, 五十五条の三第一号の規定により告示する。 生活保護法 介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第 五十四条の二第一 項の規定によ 同法第

令和四年九月十二日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

広域連合 名 介 護 予 称 防 三岩五木所町川原 の主 事 所る 業 一原二市 在事 地所 者 の字 類事介 業の 種防 管居介 理宅療 指養 防 訪問 看護 防 ぎ病院 広域連合かな のがる西北五 名 介 護 予 称 防 木町一三0 五所川原 所 事 業 在 所 の市 一金 地 _四令 ・和 モ・ 年指 月 日定

青森県告示第四百九十九号

り、 指定したので、 生活保護法 介護扶助のための介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を次のとおり (昭和二十五年法律第百四十四号) 同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。 第五十四条の二第一 項の規定によ

令和四年九月十二日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

名 称 主たる事務所	支援事業者 一
類業に対する	た
<u></u>	援 事 業 所設予防・日常生活
年 月 日	指定

青森県告示第五百号

偶者の自立の支援に関する法律 五条の三第一号の規定により告示する。 の居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、 る生活保護法」という。 の例によるものとされた生活保護法 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 野 野 務 組 合 公 立 域 一二 町字鳴沢九の 九の 地 第五十四条の ジケア メアマ ネ ト ネ (平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ (昭和二十五年法律第百四十四号。 一第一項の規定により、 ターを表しています。 火地域 一二 町字鳴沢九の 例による生活保護法第五十 介護支援給付のため の地 以 下 _四令 ・和 ^四・ 「例によ

令和四年九月十二日

青森県知事
Ξ
村
申
吾

j j	広或車合 岩木町一二の一つがる西北五 五所川原市字	名 称の所在地の所在地	居宅介護事業者
病	ション 広域連合か でがる西北	類事	だ 全 た を を を を を を を を を を を を を
	*な 木町菅原一三 石所川原市金	称 所 在 地	介護事業所
	^二 令 ・和 ビ ー	年指 月 日定	

青森県告示第五百一号

る生活保護法」という。)第五十四条の二第一項の規定により、 の例によるものとされた生活保護法 偶者の自立の支援に関する法律 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 (平成六年法律第三十号) (昭和二十五年法律第百四十四号。 第十四条第四項においてそ 介護支援給付のため 以 下 「例によ

の介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十 五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年九月十二日

青森県知事 村

 \equiv 申

吾

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚ニ付十五円

	広域連合 三 三 三 三 三 三 三 三 三		名称の所在地の所在地	介護予防事業者
管居 理宅療 指養	シビ訪問護ンテリ防	訪問 看 護 う 防	類等	事介 素護 予防
	ぎ病院 で域連合かな がる西北五		名称	介護予防
	の 木町 で で で で 原 一 三 三 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二		所 在 地	事業所
四令 · 和 · · 一			年月日	指定